

北上市管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

北上市管理職員特別勤務手当規則（平成3年北上市規則第203号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後				
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第24条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、<u>同条の適用を受ける職員が4時間以上勤務した場合において、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u></p>		<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 給与条例第24条の2第3項第1号及び第2号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる職にある職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p>				
職	額		職	額		
	週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（ <u>正規の勤務時間以外の勤務に限る。</u> ）		週休日等に勤務した場合（勤務に従事した時間が4時間以上6時間以下の場合）	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合（ <u>勤務に従事した時間が2時間以上の場合</u> ）	
			<u>定年前再任用短時間勤務職員（北上市職員の定年等条例（平成3年</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員の場合</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員の場合</u>	<u>定年前再任用短時間勤務職員の場合</u>

				北上市条例 第39号) 第 12条又は第 13条第1項 の規定に基 づき採用さ れた職員を いう。以下 同じ。) 以 外の職員 の場合					
議会の 事務部 局	事務局長	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>	議会の 事務部 局	事務局長	<u>円</u> <u>8,000</u>	<u>円</u> <u>7,000</u>	<u>円</u> <u>4,000</u>	<u>円</u> <u>3,500</u>
	課長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>	議会の 事務部 局	課長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
市長の 事務部 局	部長及びこれ に相当する職 にある者	<u>8,000</u>	<u>4,000</u>	市長の 事務部 局	部長及びこれ に相当する職 にある者	<u>8,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,500</u>
	福祉事務所長	<u>8,000</u>	<u>4,000</u>		福祉事務所長	<u>8,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,500</u>
	課長及びこれ に相当する職 にある者（主 幹を除く。）	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		課長及びこれ に相当する職 にある者（主 幹を除く。）	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	主幹	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		主幹	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>

	保育指導副主幹	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		保育指導副主幹	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>
	保育園長	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		保育園長	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>
	こども療育センター園長	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		こども療育センター園長	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>
教育委員会 の 事務局	教育部長及びこれに相当する職にある者	<u>8,000</u>	<u>4,000</u>		教育委員会の事務局	<u>8,000</u>	<u>7,000</u>	<u>4,000</u>	<u>3,500</u>
	課長及びこれに相当する職にある者（主幹を除く。）	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		課長及びこれに相当する職にある者（主幹を除く。）	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	主幹	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		主幹	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>
	幼稚園長	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>		幼稚園長	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>
	中央図書館長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		中央図書館長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	博物館長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		博物館長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	鬼の館館長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		鬼の館館長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	埋蔵文化財センター所長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		埋蔵文化財センター所長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	学校給食センター所長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>		学校給食センター所長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
選挙管理委員	事務局長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>	選挙管理委員	事務局長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>

会の事務部局			
監査委員の事務部局	事務局長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>
農業委員会事務部局	事務局長	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>
	主幹	<u>4,000</u>	<u>2,000</u>

2・3 [略]
附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

会の事務部局					
監査委員の事務部局	事務局長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
農業委員会事務部局	事務局長	<u>6,000</u>	<u>5,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,500</u>
	主幹	<u>4,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,000</u>	<u>1,500</u>

2・3 [略]
附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「右欄に定める額」とあるのは、「右欄に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の北上市管理職員特別勤務手当規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。